

## 伯耆町英語検定受検料助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の受検について、受検機会の拡大及び児童・生徒の学力向上を図るため、検定受検料の助成を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、町内の小中学校に在籍し、英検（英検 Jr. を除く。以下同じ。）を受検した小学生・中学生（以下「受検者」という。）の保護者とする。

(助成額等)

第3条 助成金の額は、予算の範囲内において、検定受検料の全額とする。

2 助成金の交付回数は、受検者1人につき、小学校及び中学校在籍時にそれぞれ1回限りとする。

(助成金交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伯耆町英語検定受検料助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）に領収書等英検を受検したことを証明する書類を添えて、英検を受検した日の属する年度の3月31日までに教育長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 教育長は、前条の規定により提出された申請書兼請求書を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、伯耆町英語検定受検料助成金交付決定通知書（様式第2号）、又は伯耆町英語検定受検料不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するとともに当該申請者（交付決定の通知を受けた者に限る。）に対し助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第6条 教育長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により、助成金の交付を受けたことが明らかになったときは、助成金の交付決定を取消し、既に交付した助成金の全部を返還させることができる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

伯耆町教育委員会教育長 様

住 所

申請者 氏 名 ㊞

電話番号

伯耆町英語検定受検料助成金交付申請書兼請求書

伯耆町英語検定受検料助成金の交付を受けたいので、伯耆町英語検定受検料助成金交付要綱第4条の規定により、申請及び請求をします。

記

1 受検者 学校名 \_\_\_\_\_  
学 年 第 \_\_\_\_\_ 学年  
氏 名 \_\_\_\_\_

2 受検内容、交付申請額及び請求額

受検級種	受検料（交付申請額及び請求額）
級	円

3 添付書類

受検したことを証明する書類（領収書の写し等）

4 口座振込先（申請者の口座に限る。）

金融機関	種別	口座番号	(フリガナ) 口座名義人
銀行 本店	普通 当座		
金庫 支店			
農協 出張所			

様式第2号（第5条関係）

伯教総第 号  
年 月 日

様

伯耆町教育委員会教育長



伯耆町英語検定受検料助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伯耆町英語検定受検料助成金については、次のとおり交付します。

記

1 受検者氏名 \_\_\_\_\_

2 助成金の額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第5条関係）

伯教総第 号  
年 月 日

様

伯耆町教育委員会教育長



伯耆町英語検定受検料助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました伯耆町英語検定受検料助成金については、次のとおり不交付とします。

記

- 1 受検者氏名 \_\_\_\_\_
- 2 不交付決定の理由